

日証協(自)2023第31号 2023年5月15日

内部管理統括責任者殿

日本証券業協会 常務執行役 自主規制本部長 松本昌男

個別企業に係る資料の顧客への提供について 一 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 —

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、協会員から照会のあった下記 I の照会事項について、下記 II のとおり回答いたしましたので、御通知いたします。

記

I. 照会事項

外部の調査会社(以下「作成会社」という。)が上場株式等の発行会社(以下「対象会社」という。)の費用負担の下に作成する、対象会社の事業及び経営・財務の状況並びに業績予想のみが記載された資料(以下「当該資料」という。)は、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」(以下「アナリスト・レポート規則」という。)第2条第1号に規定する「アナリスト・レポート」には該当せず、多数の顧客に対して当該資料を提供する場合には、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の適用を受けると解してよいか。

【照会事項に対する当社の考え方及び照会理由】

アナリスト・レポート規則第2条第1号に規定する「アナリスト・レポート」は、「多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料で、個別企業の分析、評価等が記載された資料をいう」とされているところ、当該資料は、以下の内容であることから、「個別企業の分析、評価等」が記載された「アナリスト・レポート」に該当せず、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の適用を受けると考える。

① 当該資料に記載される「事業及び経営・財務の状況」は、作成会社の執筆者が対象会社の公表資料から事実に関する事項のみを抽出して執筆した情報(以下「ファクト情報」という。)であること。



② 当該資料に記載される「業績予想」は、対象会社が自身の予想として既に公表しているもの、既に公表されている証券会社等のアナリスト・レポートに記載された対象会社の業績予想を作成会社が機械的に集計したもの、又は作成会社が公表済みの情報を基に統計的な手法で算出したものであり、いずれも当該資料の提供より前に当該資料とは独立して対外公表されるものであること。

なお、当該資料の顧客への提供に当たっては、法令・規則を遵守して行うことはも とより、当該資料が対象会社の費用負担の下に作成されるものであることを鑑み、以 下の対応を行う予定であることを申し添える。

- ① 当社において、作成会社との間の契約を通じ、執筆者と対象会社の利益相反関係を管理する態勢が整備されていることを確認すること。
- ② 当社において、当該資料について「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」に基づく審査を行うほか、特に、ファクト情報が対象会社に有利な事実のみを作為的に抽出して要約した内容となっていないかを確認すること。
- ③ 当該資料の注意文言(ディスクレーマー)において、「本資料は間接的に対象会社から報酬を受け取っている者が作成したものである」旨を明示すること等により、顧客において、当該資料が対象会社から完全に独立した立場で作成されたものであると誤認されないよう必要な措置を講じること。
- Ⅲ. 照会事項に対する回答 貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

以 上

○ 本通知に関するお問合せ先:自主規制企画部(TEL 03-6665-6769)